

# 整備保証書

このたびは、当社サービス工場をご利用いただき誠にありがとうございます。  
お車は、「確かな整備」をモットーに細心の注意をはらって定期点検整備を行い、仕上りには万全を期しておりますが、  
万一、当社の責任による不具合が生じた場合は、本整備保証書の条件に従い、整備保証いたします。

## 保証条件

### 1. 整備保証の内容

当社サービス工場において定期点検整備記録簿、指定整備記録簿などに記載の点検・整備(調整、交換、修理)を実施した車両に万一、点検・整備の不手際が原因で不具合が生じたものと弊社が認めるときは、その不具合箇所を無料にて再整備いたします。

### 2. 整備保証の対象自動車

整備保証の対象自動車は、レンタカー、特殊自動車を除く自家用自動車とします。ただし、自家用自動車であっても、乗車定員11人以上の自動車、乗車定員10人以下で車両総重量8トン以上の自動車は除外します。

また、定期点検整備の実施後において、自動車検査証に記載された使用者が変わったもの、あるいは事業用自動車、レンタカーに該当することとなったものも除外します。

### 3. 整備保証の対象範囲

整備保証の対象範囲は、道路運送車両法第48条に基づく定期点検整備時に、同法に基づく自動車点検基準に定められた項目(以下「定期点検項目」という)について行った点検・整備作業とします。また、その定期点検整備時に実施した定期点検項目以外の点検・整備作業についても点検整備記録簿などに記録されたものは、整備保証の対象とします。

### 4. 整備保証の期間

整備保証の期間は、本整備保証書記載の定期点検整備を完了した日より6か月間とします。ただし、その期間内でも走行距離が10,000kmまでとします。

### 5. 整備保証修理の受け方

整備保証修理をお受けになる場合は、お車と次の2点をそろえて、当社サービスフロントへお申しつけください。

なお、お持ちいただけない場合には、整備保証ができませんので、ご了承ください。

#### (1) 本整備保証書

(2) 不具合箇所の点検・整備作業の内容が記載された書面(点検整備記録簿、納品書、請求書など)

### 6. 整備保証の対象から除外されるもの

(1) 次に示すものに起因する不具合は、保証いたしません。

- ① ダイハツ純正部品および指定する油脂類(オイル、不凍液など)以外の使用。
- ② 車両の保証書に示す「お客さまにお守りいただく事項」が守られていなかったこと。
- ③ 定期点検整備の項目についての整備作業であって、自動車使用者の指示によって実施しなかったもの。

(2) 次に示す不具合は、保証いたしません。

- ① 客観性のない現象で、個人の感覚に基づく不具合(音、きしみ、振動、臭気など)。
- ② 自動車の使用による損耗、経年変化などによる不具合。
- ③ 定期点検整備の実施後における改造による不具合。
- ④ 取扱説明書などに示す取扱方法と異なる使用、およびレース、ラリー、過積載など通常の使用限度を超えて自動車を酷使した場合における不具合。
- ⑤ 天災ならびに事故、火災、その他の外部要因による不具合。

(3) 次に示す費用などは、負担いたしません。

- ① 点検整備のときに交換しなかった消耗部品、油脂類(消耗部品、油脂類は車両の保証書に示す項目に準じます)。
- ② 自動車を使用できなかった事による損失など(電話代、レンタカー代、休業補償、商業損失など)
- ③ 本整備保証書に示す条件以外の費用、補償など。

### 7. 整備保証の発効

本整備保証書は、当社サービス工場が整備後、必要事項を記入、押印することにより有効となります。

<お願い>

- ① 整備保証書をご提示されないときは、保証修理をお受けいたしかねます。
  - ② ダイハツのサービス工場であれば、どこでも共通して保証修理は受けられますが、整備内容を熟知しているご愛車の点検整備を実施した販売会社直営サービス工場へのご入庫をお勧めします。
- ダイハツ販売会社直営サービス工場であれば、どこでも共通して保証整備が受けられます。
  - 本整備保証書はメンテナンスノート(整備手帳)とともに常時携行し、保証整備時にご提示ください。

### 【個人情報の取り扱いについて】

当社は、次の目的のため、注文者および使用者名義人の氏名・性別・職業・生年月日・住所・電話番号ならびに、勤務先の名称および電話番号などの個人情報を利用します。

1. 点検・車検および保険満期など、自動車に関するご案内を提供するため、郵便・電話・電子メールなどの方法によりお知らせすること。
2. 当社において取り扱う商品・サービスなどに関する情報あるいは、各種イベント・キャンペーンの開催など、当社の営業に関するご案内を郵便・電話・電子メールなどの方法により行うこと。
3. 商品の企画・開発または顧客満足度向上策などの検討のため、アンケート調査を実施すること。

## お客様にお願い

ご愛車の点検整備につきましては、ご予約のうえ、お持ち込み、お持ち帰りをお勧めします。

1. ご用命事項をご一緒に確認できます。
2. 整備の内容について、詳しくご説明できます。
3. ご愛車回送中の事故が心配です。
4. 交通事情などでご希望の時間までにお届けできない場合があります。
5. 引取・納車をご依頼の場合、実費のご負担をお願いすることになります。